

仕様書内容の補足説明について

平成 28 年 6 月 9 日
小諸市建設部建設課

業務名 平成 28 年度 市単事業 小諸市空家等実態把握調査業務委託

仕様書の内容について、一部不明瞭な部分がありましたので、追加の補足説明をさせていただきます。

第 5 条（主任技術者）の中で、「建築士」の有資格者について、一級建築士及び二級建築士の資格を有する方で、建築物の瑕疵の状態を判断できる方を想定しております。なお、木造建築士につきましては、調査対象物件に鉄骨造の物件も想定されるため、今回の業務には適していないものと考えます。

「主任技術者」について、主任技術者は委託業務を全体的に統括する者を指します。なお、主任技術者は現場代理人として担当技術者を指名することができるものとします。

「担当技術者」について、現場における監督者を指します。担当技術者は主任技術者の指名により現場代理人となることができるものとします。

ご迷惑をおかけしておりますが、よろしくお願いいたします。